

令和元年6月6日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16909

研究課題名（和文）社会的弱者による法拒絶の克服の可能性 法による排除と包摂をめぐる

研究課題名（英文）Overcome the Refusal of Law by Social Exclusion People

研究代表者

橋場 典子 (HASHIBA, Noriko)

立教大学・法学部・特別研究員（日本学術振興会）

研究者番号：90733098

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、法システムへのアクセスに伴う原理的な排除性を克服するメカニズムについて、とくに社会的排除状態にある方々のリアリティに着目し、理論と実務の両面から探究を行うものである。具体的には、社会的弱者と言われる人々のうち、とくに社会システム自体に対して拒絶感を抱いている場合に着目し、「拒絶感」が発生する背景要因を追究した。

その結果、法システムを活用しようとする背景には当事者に身近に接する第三者の態度や雰囲気という言外の要素が重要な意味を持つ点、当事者の抱える問題を複合的に解決するためには多職種連携が必要不可欠である点、が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究機関全体における一連の理論的検討及びフィールドワークの結果、本研究のテーマである「法システム自体が持つ排除性」を克服するためには、当事者に関わる人間の「属人性」及び「信頼」が重要であることが明らかになった。司法へのアクセスを考えると、これまでは制度的側面における施策に主眼がおかれており、先の司法制度改革においても主として制度的側面における充実が図られてきた。本研究では、既存の取り組みをさらに促進させるためのものとして、心理的側面に着目した方策の重要性を指摘するものであると位置づけられる。ここに、本研究成果の学術的意義と社会的意義が存在している。

研究成果の概要（英文）：This issue research regards feelings of refusal toward a legal entity itself to be “law rejection.” When there is a deeply felt sense of rejection of systems and legal entities themselves, what factors can fill the gap between the institutions and their actual utilization by individuals? Based on an awareness of these issues, the mechanisms that could help those who are prone to social exclusion in overcoming the fundamental exclusion associated with access to legal systems were empirically analyzed.

The aforementioned questions can serve as opportunities to overcome the existing problems with exclusion and to fill the gaps present in the system. First, it is essential to institute concrete support measures on the basis of professional counsel. Second, it is crucial to consider the indispensable nature of elements derived from the personal behavior of individual workers.

研究分野：法社会学

キーワード：法システム 社会的排除 司法アクセス 属人性 信頼

1. 研究開始当初の背景

法システムへのアクセスをめぐる近年の動向として、1990年代後半から日本で行われてきた一連の司法制度改革が挙げられる。国民に身近な司法を実現させるために、裁判員裁判の導入や法科大学院の設置、総合法律支援法の施行などが行われてきた。一連の司法制度改革による予算規模の充実により、資力の少ない人に対する司法アクセス保障は、一定程度有効に機能してきた(例えば、岩瀬徹「第1期中間目標期間を振り返って」『法テラスの現場と制度の課題』ジュリスト1415号、17-21頁、有斐閣、2011年)。また諸外国においても、いわゆる正義へのアクセス研究が行われ、リーガル・ニーズの問題が取り上げられてきた。特にイングランドにおいては、貧困問題への対策を背景にした司法アクセス研究が国家レベルで行われている(例えば、Genn, H. *Path to Justice: What People Do and Think about Going to Law*, Oxford: Hart Publishing 1999)。これら国内外における先行研究は、法的問題の発生に対して人々がとる行動と、法的救済機関の充実との関連を掘り下げた内容となっている。すなわち、これまでの先行研究では、法システムが作動する際の制度的側面の整備に焦点を当てた研究や施策が行われてきた。

しかしながら、そもそも制度的側面の活用を拒む人々や、障がいなどの理由により法システムの活用に大きな困難が生じる人々にとって、これら一連の制度的側面に依拠した施策は十分には届いていない。法的救済を必要とする状況において的確な支援を行うためには、制度的側面の充実のみならず、アクセス阻害要因を根本的に解明する必要があると考えた。本研究はこのような問題意識を持って設計されたものであり、先行研究で希薄であった論点、すなわち心理的側面の障壁を除去する方策を解明する必要がある、という考えに依拠している。法システムに対する心理的障壁の存在と、法システム自体が内包する排除性を正面から捉えた研究はこれまでになく、本研究は独自性と新規性を有していると位置づけられる。

2. 研究の目的

本研究は、上記研究背景を踏まえた上で、法システムへのアクセスに伴う原理的な排除性を克服するメカニズムについて、特に社会的排除状態のリアリティに着目し実証的に解明するものである。既存の法律扶助や法的救済機関の充実という枠組みでは捉えきれなかった当事者の心理的拒絶感に代表されるアクセス阻害要因の存在に着目し、法システムが持つ限界点を指摘する。

具体的には、法システム自体が原理的に内包する排除性と、当事者側自身が持つアクセス阻害要因(拒絶感・障害等)との悪循環を克服し得る方策について、当事者に直接関わる職員・専門家たちの働き掛けがいかにしてアクセス阻害要因を克服しているのか、そのメカニズムを探究することを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、理論構築と並行して国内外における先駆的事例への調査を積極的に実施することを通して研究課題の実証的解明を目指した。

(1) 助成期間前半においては、先行研究の精読を基にした理論的枠組の構築と、国内における先駆的事例へのフィールドワークの実施を行った。具体的には、社会的弱者と言われる人々のうち、とくに社会システム自体に対して拒絶感を抱いている場合に着目し、「拒絶感」が発生する背景要因を追究した。その結果、社会システム自体に対して一種の拒絶感を抱いている場合には共通して自己肯定感が低いこと、他者から与えられるラベリングがそのまま内在化してしまいやすいことが明らかになった。

また、当事者自身に法的問題への気付きがない場合、あるいは気付きはあっても制度へアクセスすることに大きな困難を抱えている場合、システムへの実質的アクセスを確保するためには単一業種だけでは限界がある点、多機関多職種連携構築が当事者によるシステム活用を実質的に促進している点が明らかになった。

(2) 助成期間後半においては、前半期における調査で示唆された論点を検討するために、補完的なフィールドワークを行った。具体的には、法システム自体に対して拒絶感を抱いている状態にある人々に着目し、拒絶感を抱いた経緯と、拒絶感を緩和できた背景について聞き取りを実施した。その結果、行政窓口の担当者から受けた印象や支援団体から受けた扱いなどに違和感を覚えたことや、いわゆる貧困ビジネスに対する「警戒感」から「支援」を避けているという状況を聞き取ることができた。また、弁護士や社会福祉士などの専門職に対する信頼と、似たような境遇における他者への信頼が、法システム自体に対する拒絶感の緩和に寄与している点が見いだされた。

4. 研究成果

本研究課題で実施した一連のフィールドワークにより、態度や雰囲気といった言外の要素が実際の場面ではシステムへの接近の可否を左右しているというリアリティが明らかになった。この点は、法システムが作動する背景に、法システムを運用する側の属人的要素がシステム阻害要因及び促進要因として存在していることを意味している。

本研究のテーマである「法システム自体が持つ排除性」を克服するためには、当事者に関わる人間の「属人性」及び「信頼」が重要であることが分かった。そして、その「信頼」の発生経路には、直接的なものと同接的なものの両方が含まれている点、間接的な場合には「似たような境遇にいる他者」を介した信頼の醸成が有効である点、が示された。

本研究課題遂行により得られた上記研究成果は、制度的側面の充実に主眼が置かれる傾向のあった司法アクセス施策に対して、心理的側面からのアプローチの重要性を指摘しているという点で学術的及び社会的インパクトがあると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

橋場典子「市民社会と社会的排除(コメント)」、法社会学、85号、107-112頁、査読有、2019年

橋場典子「社会的排除と法システム(4)」、北大法学論集69巻4号、31-107頁、査読有、2018年

橋場典子「社会的排除と法システム(3)」、北大法学論集66巻4号、146-188頁、査読有、2015年

橋場典子「社会的排除と法システム(2)」、北大法学論集66巻3号、133-188頁、査読有、2015年

橋場典子「社会的排除と法システム(1)」、北大法学論集66巻2号、262-316頁、査読有、2015年

〔学会発表〕(計9件)

HASHIBA, Noriko, Gender Gaps in Dispute Resolution Behavior, East Asian Conference of Philosophy of Law, 2018

橋場典子「福祉と司法の連携」に対する実践者の意識分析」、日本犯罪社会学会第45回学術大会個別報告、2018年

橋場典子「再犯防止」と「地域」DV加害当事者の聴き取りから見る「地域」の位置づけ」、日本司法福祉学会、2018年

橋場典子「市民社会と社会的排除」、日本法社会学会・学会企画ミニシンポジウムコメント、2018年

橋本康弘、小山治、佐伯昌彦、小澤昌之、橋場典子「日本の高校生はどのような法知識及び法意見を有しているのか」「2000人調査」の分析を通して」、日本法社会学会関東支部研究会、2018年

橋本康弘、橋場典子「弁護士と協働する教師は自身の授業をどう変えたのか」、社会系教科教育学会、2018年

橋場典子「日本における司法ソーシャルワークの実践とその効果」、東アジア法哲学会(北京)、2016年

橋場典子「法システムと個人の乖離」、日本法社会学会個別報告、2015年

橋場典子「社会的弱者による「法拒絶」とその克服の可能性について」、日本法社会学会関東支部研究会、2015年

〔図書〕(計2件)

浅古弘、石田京子、谷口眞子、中網栄美子、中村良隆、橋場典子、藤野裕子『近代法の形成と実践』、320頁(担執筆部分151-173頁)、成文堂、2019年

太田勝造、佐藤岩夫責任編集、櫻村志郎、高橋裕、原田綾子、飯孝行、ロジャー・コトレル、高橋侑一、橋場典子『法と社会研究』創刊第一号、226頁(分担執筆部分「Access to Justice 研究の経緯と発展」、203-225頁)、信山社、2015年

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
特になし

6. 研究組織
該当せず

(1)研究分担者
研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。